

定額電灯および公衆街路灯 A における新たな料金区分の設定について

当社は、定額電灯¹および公衆街路灯 A²の電気料金において新たな料金区分を設定することとし、電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定に基づき、経済産業大臣に対し「供給約款等以外の供給条件」の認可申請を行っておりましたが、本日、認可されました。（認可申請については、9 月 12 日にお知らせ済み）

- 1) 照明や通信装置などの電気機器（400 ボルトアンペア以下）を対象とした契約
- 2) 公道、橋、公園などの照明（1 キロボルトアンペア未満）を対象とした契約

今回認可された「供給約款等以外の供給条件」におきましては、省エネルギー・省 CO2 の観点から、LED など、高効率かつ小容量の照明機器の開発・普及が見込まれることを踏まえ、現在「20 ワットまでの 1 灯」としている最小料金区分を見直し、「10 ワットまでの 1 灯」として新たな料金区分および単価を設定しております。

具体的な内容は、以下のとおりです。

1. 新たな料金区分の適用対象

定額電灯または公衆街路灯 A のご契約により、入力容量が 10 ワット以下の照明機器をご使用になられるお客さまが対象となります。

2. 新たな料金区分および単価

入力容量による料金区分	電灯料金単価（月額）	
	定額電灯	公衆街路灯 A
10 ワットまでの 1 灯につき	61 円 01 銭	54 円 18 銭
<u>10 ワットをこえ</u> 20 ワットまでの 1 灯につき	103 円 11 銭	92 円 61 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	187 円 32 銭	169 円 47 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	271 円 53 銭	246 円 33 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	439 円 95 銭	400 円 05 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	439 円 95 銭	400 円 05 銭

太線囲み部分は新たな料金区分および単価を示し、下線部分は料金区分の見直し（下限の追加規定）を示します。（その他の個所に変更はございません。）

照明機器に係わる電気料金は、上記電灯料金の他、燃料費調整の基準単価および太陽光発電促進付加金につきましても、同様に「10 ワットまでの 1 灯」として新たな料金区分および単価を設定しております。

需要家料金（1 契約につき、定額）、小型機器に係わる料金等に変更はございません。

3 . 新たな料金区分の適用開始日

平成23年12月1日より適用いたします。

4 . 新たな料金区分の適用方法

現在のご契約において新たな料金区分の適用対象となるお客さまには、当社からダイレクトメールにて、新たな料金区分の適用方法をお知らせいたします。

以 上